

Title	南北問題の新展開と再反省：国連第2次開発の10年をめぐる根本的再検討
Sub Title	A prospect and re-prospect of the North-South problem : through the examination of recent developments concerning the second United Nations development decade
Author	深海, 博明
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.8/9 (1970. 9) ,p.673(57)- 692(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19700901-0057
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700901-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

れないのである。

ついでながら指摘すれば、宇野氏らにおいては、本節でとりあげた問題はもちろん、第2節でとりあげた問題、第4節でとりあげる問題はすべて認識されるべきところとはならない。したがって、〈生産と消費の矛盾〉という問題は完全に欠落してしまっている。

② 上の文では、「現実にはもっと無限に複雑な条件がありながらも、それがけっして不断の恐慌をひきおこすものでないこと」をひきあいだして、固定資本の填補・蓄積部分の転態をめぐる問題を無視する理由にされているのであるが、かかる見解は全くの暴論というより他ない。

「不断の恐慌」がけっして起らないからといって、そのことは宇野氏らが考えられるように、価格メカニズムによって、これらの問題の調節・解消が行なわれていることを意味するものでは決してない。事態は全く逆なのである。第2節・第3節で強調してきたように、拡大再生産が「(生産力不変) I部門の不均等的拡大」という内容をもって進展し、固定資本の填補・蓄積部分の転態のなかにかかる「不均等的拡大」を促進・強化していく基盤があるからこそ、「不断の恐慌」(不断の過剰生産というべきである)が生じることもなしに、ある期間にわたって活潑なる拡大再生産の進展がみられるのである。

③ ともあれ、宇野氏らが、本稿の第2節・第3節でとりあげた問題を全く無視し、上のような見解をとってられることは、再生産表式論に対する大きな誤りであるとともに、拡大再生産過程の把握を大きく誤らしめるものといわねばならない。

宇野氏らでは、再生産過程分析における価値分割・部門分割視点は全く欠落してしまい、資本制的拡大再生産過程は、ただ単に有機的構成の高度化するもとの蓄積と、有機的構成不変のもとの蓄積(蓄積とともに労働力が吸引される蓄積)という分類のもとで考察されるのみである。それゆえ、好況・恐慌にいたる過程は「労働力の商品化を枢軸として展開される過程」としてきわめて一面的に把握されていってしまうのである。

かかる分析では、〈生産と消費の矛盾〉の問題が全く見失われているという点を一応おくとしても) 拡大再生産が急激なる膨脹をとげる好況の加速度的進展のゆえんも、そのメカニズムも決して明らかにではない。宇野氏の好況分析のなかに、「投機的買付」・「投機的な生産の拡張」・「投機的発展」という概念がきわめて不明確なまま導入されざるをえなかったのは決して偶然ではない。しかし拡大再生産分析において、部門分割視点を全く欠落させ、〈生産と消費の矛盾〉の問題を一切とりいれない宇野氏においては、「投機的な生産の拡張」ということをいっても、「投機的」なるものをしめす理論的基準が本来ないはずである。この点については、後の章でヨリくわしくとりあげる。

なお、以上のような拡大再生産分析における宇野氏らの限界は、別稿でくわしく批判した資本蓄積にかんする誤りと密接な関連をもっているので、あわせて参照されたい。

注(49) 同上、第一章、III、「投機的発展と物価騰貴」

(50) 前掲拙稿「投資行動にかんするマルクス理論」(2) 補節「宇野理論の検討・批判」を参照されたい。

南北問題の新展開と再反省

—国連第2次開発の10年をめぐる根本的再検討—⁽¹⁾

深海博明

1. はじめに

1960年代は南北問題の時代であるといわれ、国連は「開発の10年」と名づけ、全世界的にとくに北側先進国の責任の認識において、低開発国の開発・発展さらには南北の発展格差解消の問題にとり組んできた⁽²⁾。

国連が設定した60年代の主要な経済的目標は、発展途上諸国(developing countries)が1970年までに最低年率5%で成長するような条件を作り出すことであつたが、皮肉にも、60年代前半においては、50年代よりも低い4.5%の成長率であり、この「開発の10年」は挫折に終るか? ないしは失望の10年である⁽⁴⁾と危惧されたわけであるが、60年代後半になって成長の加速化が生じ、60年代

注(1) 本稿は、拙稿以下の諸論文との密接な関連・その展開の上に作成されている。

拙稿(1) 「低開発国問題に関する最近の展開について——国連貿易開発会議をめぐる論議を中心として——」『三田学会雑誌』1965年10月号。

拙稿(2) 「低開発国の貿易拡大の諸方策——日本経済研究センター南北問題コンファレンスにおける論議に基づいて——」『三田学会雑誌』1966年4月号。

拙稿(3) 「日本の経済協力の意義と理論」山本登他二氏責任編集『世界経済の新段階』(日本経済の現状と課題、第八集) 春秋社、1966年。

拙稿(4) 「低開発国問題への一つの基本的視角——経済援助の経済学最近の展開を手がかりにして——」『三田学会雑誌』1967年2月号。

拙稿(5) 「低開発国経済発展における対外接触の意義と効果」『三田学会雑誌』1967年12月号。

拙稿(6) 「経済援助の経済学最近の展開について」『アジア研究』1967年7月、14巻2号。

拙稿(7) 「アジア経済研究の一つのこころみ」①~⑧『世界経済』1966年6月号、8月号、11月号、12月号、1967年3月号、6月号、1968年1月号、4月号。

拙稿(8) 「南北問題解明の新方向の模索——援助と貿易に関する国際セミナー報告——」『世界経済評論』1969年7月号。

拙稿(9) 「東南アジア開発の新課題——タイを中心として——」『世界経済評論』1970年6月号。

(2) この点については拙稿論文(1)を参照されたい。

(3) 本稿では、低開発国という用語を用い、原文からの引用をのぞき、発展途上諸国ないし開発途上諸国の用語は使用していない。これは全く筆者の趣味の問題である。

(4) 挫折に終るかばバーバラ・ワード、失望の10年はプレビッツによる。(Barbara Ward, "The Decade of Development—A Study in Frustration?" in *Two Views on Aid to Developing Countries*, 1966. 山岡喜久男・鐘ヶ江彰訳『低開発国援助論争』多摩書店、1968年。)

(1960-68年)で5.2%となり、全体として、目標成長率を上廻ったとみられている。

さらに国連では、1970年代を引続き「第2次開発の10年」とし、経済社会理事会の諮問機関の一つである開発計画委員会 (Committee for Development Planning いわゆるティンバーゲン委員会) は、70年1月に「ティンバーゲン報告書」を発表し、第2次10年の基本目標と方向づけを明らかにしている。⁽⁵⁾ また、国連開発計画 (UNDP) の在り方を機構・財政その他の面から抜本的に再検討し、その能率向上の改善方法を指示したいわゆる「ジャクソン報告」も発表されている。⁽⁶⁾

世界銀行でも、総裁 R. S. マクナマラの要請により、「国際開発委員会」(通称ピアソン委員会)が組織され、69年10月に報告書を発表し、今後の開発戦略に関し、協同による開発を旗標として、基本的方向づけと具体的政策とを明らかにしている。⁽⁷⁾

このように国連その他の国際機関を中心として、世界的に、70年代の目標・方向づけ、およびそのための政策・措置が一応明確化され、それと同時に各国においても、こうした世界的な方向づけをどう受けとめ、どのように対応していくかの基本的態度・方向が示されつつある。たとえば、アメリカでは、70年3月にいわゆる「ピーターソン報告」が大統領に提出され、70年代におけるアメリカの対外援助の基本構想が打ち出されているし、わが国では、正式に、ピアソン委員会の基本的勧告を受け入れ、1975年までに国民総生産の1% (約40億ドル) の援助を行ない、できるかぎり政府援助の比率を上昇させる決意を表明している。⁽⁸⁾

このように、1960年代の現実的展開をふまえて、世界的ないしは各国別に、南北問題解決のための70年代の構想と方向づけが、ほぼ現在、明確化されたわけである。したがって、この南北問題の新展開を十分に理解した上で、あらためて、この問題を根本的にここで再検討してみたい。

何故なら、南北問題の解明は現在にいたってもなお混迷ないしは低開発状態を脱することができず、開発の戦略・基本方向についても必ずしも意見の一致がみられない。またもっとも基本的問題についてすら、その理念・発展の意味・目標について、共通の確立された見解は存在しない。またティンバーゲン、プレビッシュ、ミュルダールに代表される pro-developing-countries 的な新しい開発の経済学・戦略に対して疑問をもつ人々もいる。さらに、こうした南北問題の解明における経済学的分析の意義・有用性について、非常に懐疑的・消極的になってしまった人々もいる。⁽⁹⁾

注(5) Committee for Development Planning, *Report of the Sixth Session*, UN, E/4776, 1970. (邦訳『70年代の開発戦略—ティンバーゲン報告—』国際日本協会出版局, 1970年)

(6) 正式には *A Study of the Capacity of the United Nations Development System* であり、ここでは、外務省国際連合局経済課の資料「ジャクソン報告について」および「国連開発援助組織の能力に関する調査 (ジャクソン報告)」(仮抄訳) によっている。

(7) L.B. Pearson (chairman), *Partners in Development: Report of the Commission on International Development*, 1969. (大来佐武郎監訳『開発と援助の構想』日本経済新聞社, 1969年)

(8) R.A. Peterson (chairman), *U.S. Foreign Assistance in the 1970s: A New Approach—Report to the President of the U.S. From the Task Force on International Development*, March 4, 1970. (この詳細な紹介は、『国際開発ジャーナル』1970年4月20日号, 2-3頁にある。)

(9) H.W. Singer, *International Development: Growth and Change*, 1964, Chap. 1.

そこで、ここでは、ごく概略的ながら、まず、1960年代において現実展開としてどのような成果が得られ、残された重要な問題は何か、現段階の南北問題をどのように認識すべきか、の事実の確認と問題点の指摘を行ない、次いで、上述の諸報告にもとづいて、1970年代の国連その他の国際機関および各国の方向づけ・基本戦略をまとめ、新しい展開・方向づけは何かを明らかにする。第3にこの事実認識・将来の方向づけにもとづき、なお南北問題には根本的に反省さるべき、いくつかの基本問題・疑問がのこされていることを提起し、さらに、理論的および現実妥当性の点から言って、南北問題は解決されるのかどうか、最近明らかにされてきた方向づけ・基本戦略は有効であり、各国がそれを採用する feasibility はあるのかどうかを考究してみたい。そして最後に、今後の展望をこころみたい。

2. 事実の確認と将来の方向づけ⁽¹⁰⁾

(a) 60年代の実績の検討と問題点

ここでは紙幅の関係で詳細なデータの引用はさけ、基本的に重要と思われる点だけを指摘する。⁽¹¹⁾

まず第一に、南北問題としての全般的な経済成長率で考えれば、南側の低開発国は、すでに指摘したように、60年代の前半では4.5%であったのが後半では5%台へと加速化の傾向がみられ、「開発の10年」の基本目標の5%も達成されて、その点では満足すべき成果をあげることができたといえる。また北側先進国との対比では、全体の成長率では、南側が北側を0.2%前後しのぎ、わずかながら、格差の是正が生じたと考えられるかもしれない。

しかしながら、南側では、高い人口増加率(2.5%、北側は1.1%)に割引きされて、1人当り成長率では、逆に北側が1%以上しのいでその格差は拡大化の傾向にあり、増加絶対額で考えれば、1%の増加で北側は25ドル増加するのに対し、南側は10分の1以下の2ドルである。

したがって、たとえ南側が5%の成長率を達成しても格差は是正されず、さらに成長率の加速化と逆に人口増加率の抑制が必要であるとされてくるわけである。

しかしこの南側の全体としての5.2%、1人当り2.7%の成長率をどう評価すべきかということからは、一つの重要な問題である。すなわちこの成長率を、北側先進諸国が急速な産業革命を実現し、離陸を達成した時期の成長率と対比してみると、それらをはるかにしのいでおり、目覚ましい成長成果であると評価することも可能であろう。北側先進国が達成しつつある急速な成長は、第2次大戦後の時期においてはじめて生じた新しい経験・現象であり、それをどう解釈するかによって、現在

注(10) この問題に関するもっとも要領のよいまとめ・方向づけとして、経済審議会経済協力研究委員会編、『国際協力の新段階』大蔵省印刷局, 1970年, をあげておく。

(11) 詳細なデータについては、通商産業省『経済協力の現状と問題点』1969年, 第1章, UN, *World Economic Survey*, 1968 and Pierre Jalée, *The Third World in World Economy*, 1969. などを参照されたい。

の南側の成長成果についての考え方も当然ちがってくるはずのものである。⁽¹²⁾

このことは、発展をどのようにとらえるべきか、南北問題の解決という意味は何か等々についての根本的再反省に通ずることになる。すなわち「低開発性」・「経済発展」という概念が、時間と空間とにおいて、相対的なものか、絶対的なものかということである。すなわち、発展を規定する何等かの絶対的基準にもとづき、その基準に達せざる国を低開発国と呼ぶのか、そうではなくて、時間的・空間的に相対的概念であって、空間的に他と比較して1国が種々なる基準からみて劣っていると考えられる場合、常に南北問題というものは存在しつづけるのであろうか。

より具体的にいえば、1960年代において、全体として南側諸国が急速な成長率を達成してきたとすれば、すでに「低開発性」は打破され、発展が実現されたと考えてよいのかという問題である。

一般的常識的には、ロストウ流にはあれ、またそれと異った意味ではあれ、各国の大きな発展段階・発展の流れを認めて、経済成長が自立的過程 (self-sustaining process) となることをもって、一応「低開発性」が打破され、発展が成しとげられ、軌道にのったと判断しようとしているが、しかし一部には、南北問題は全く相対的なものであり、世界各国が同じ状態にならざるがぎり、絶えず存在することになるのではないかと思わせる動きもある。

第二に、さらに重要なのは、こうした低開発国全体ではなく、地域別・国別の動向・成長成果である。あらためて指摘する迄もなく、低開発国は、国連その他においても、積極的に定義されるよりも、むしろ、先進諸国と社会主義諸国とを除く爾余の国々 (the rest of the world) とされてきたことから明らかなように、種々雑多な国々の総称である。したがって、最近“南の中での南北問題”が、いわゆる南北問題とならんでとりあげられ、重視されているように、発展レベルからいっても、一人当たり所得水準が500ドルをこえ、1000ドル近い国から、一人当たり100ドル以下の国まであらゆるレベルの国々が存在し、1960年代に達成した成長率でみても、10%をしのぐ国から、殆んど成長がみられなかった国まで、雑多である。⁽¹³⁾

これらの多様性の中で、とくに着目すべき傾向は、一つには、低開発国内部において、地域別・国別に、大きな成長率格差がみられるが、地域別には、西アジア (中東) と東アジア (極東) が種々の面で高い成長力を示しているのに対して、ラテン・アメリカ、アフリカ、南アジア地域は、相対的に成長のテンポがおそいことである。二つには、国別にも、かなりの一時的な変動はみられるが、高成長国 (6%以上)、中成長国 (3~6%)、低成長国 (3%以下) に区分することが可能であり、この傾向がある程度定着化しつつある現状を考えると、新しい南北問題が起りうる可能性が十分に考えられることである。三つには、しかしこの成長率格差は、発展の絶対的レベル (一人当たり所得水

注(12) E.E. Hagen, *The Economics of Development*, 1968, Chap. 2. and L.B. Pearson, op. cit., pp. 27~30 (邦訳 21~24頁)。

(13) 非常にわかりやすい図表として、L.B. Pearson, op. cit., Annex II. Table 2 (邦訳、付録II第2表)を参照されたい。

準)とは全く無関係に生じており、低い一人当たり所得水準の国々で高成長国もあれば、高い所得水準の国々で低成長に悩む国々も存在していることである。

第三に、低開発国発展の対外面を考慮してみれば、1950年代には、“貿易よりも援助を”のスローガンに代表されるように、資本・援助を中心として行なわれてきたが、1960年代に入ると、このアプローチが根本的に再検討・反省されて、“援助よりも貿易を”にとってかわられ、現在では“貿易も援助も”のスローガンがその目標とされている。この展開の背景には、経済発展に対してもつ貿易の意味が再認識され、貿易と援助との意味の相違についてつづ込んだ検討が行なわれ、さらには、南北問題解決のための国際経済関係のあり方、世界経済の運営原則について根本的反省がなされつつあるのである。⁽¹⁴⁾

1960年代に入っても、先進諸国間の水平分業・貿易の進展に伴い、世界貿易に占める低開発国の占めるシェアは、⁽¹⁵⁾ 長期的低落傾向にあり (輸出1960年 25.8→68年 22.4、輸入60年 27.6→68年 23.4)、依然として貿易ギャップは解決されず、債務累積額は年率約12%で増大し、68年末には、約500億ドルに達し、債務返済額も輸出の伸びを多少上廻る伸びを示し、68年には、40億ドルに達している。ただし外貨準備は、60年代に入り、増加傾向にあるが、輸出の拡大によるよりも、海外からの資本の流入や極東地域におけるベトナム特需による貿易外収入の増大⁽¹⁷⁾などに依存するところが大きい。⁽¹⁸⁾

しかし、1960年代において、輸出所得は、年率6%以上増加しており、先進国の増加率に比べれば低いが、それ自体としてみれば、良好な記録であろう。さらに興味深いのは、地域別、国別に大きな格差が存在することであり、輸出に関連する経済活動が大部分の低開発国の経済成長に主導的役割を果し、高成長国ほど、輸出が伸長している。また、高成長国ほど、開発努力を強化し、輸入パターンを変えつつ、国内投資の輸入依存度を上昇させ、また投資率が上昇したほどには外国資金への依存度を高めず、国内貯蓄の動員において、進展がみられる。これらの事実も、低開発国の開発戦略の基本方向・あり方について、のちに述べるように重要な示唆を与えるものと思われる。⁽¹⁹⁾

第四に、低開発国の部門別その他の発展成果について考察してみれば、まず指摘しておかねばならないのは、農業部門 (とくに食糧生産) において、1960年代後半にこれ迄の悲観的な予測を打破するような、「緑の革命」 (Green Revolution) として特徴づけられる食糧生産の大躍進を経験しつつあることである。以前のFAOの予測では、1975年には食糧生産が不足して世界的な飢饉におそわれ

注(14) この点については、拙稿論文(2)および(6)を参照されたい。

(15) この点については、拙稿論文(1)を参照されたい。

(16) 中央計画経済諸国 (社会主義諸国) をのぞく世界貿易に占めるシェアである。

(17) ベトナム特需およびベトナム和平がもつ影響に関しては、「ベトナム特需とアジア経済」『調査月報』(日本銀行) 1970年4月号および『ヴェトナム和平の経済的影響と東南アジア関係諸国』世界経済研究協会、1969年10月、が興味深い分析を行なっている。

(18) 通商産業省『通商白書』総論1970、84~94頁。

(19) 経済審議会経済協力研究委員会編『前掲書』13~15頁。

るとされていたものだが、アジア諸国を中心に、1966年以来、小麦・米の生産が、新品種の導入・耕作技術の進展により、飛躍的に増加している。

「緑の革命は、新しい技術と新しい政策の問題である。その効果がどの程度大きく、どの程度急速に進行するか、また同じような飛躍が世界の他の部分にも起こるかどうにかについて、結論を下すことはまだ時期尚早であるが、農業の成長の見通しが従来よりもはるかに明るくなったことは確かである。とくに、予想に反して、小農民が因襲と伝統に救い難く縛られておらず、コストや価格にも無感覚でなかったことが実証された。かなりの程度安全な収穫増加の期待が与えられれば、小農民がそれに反応を示すのである。開発政策に対するこの経験の教訓は農業の分野だけにとどまるものではない。」⁽²⁰⁾

工業部門においても、国別、地域別に大きな差異はあるが、その成長率は、50年代をしのぎ、60年代に7.3%⁽²¹⁾であり、これは外貨および国内技術の不足、国内市場の狭隘性、および輸出に対する障害にもかかわらず達成された。すべての地域で前進が行なわれ、多くの国の経済構造に大きな変化が生じている。⁽²²⁾

さらに、社会的間接資本、教育、公衆衛生等々の部門でも、1960年代に入り、着実な大いなる前進が、まだ不満足であり、かなりの紆余曲折を含みながら、行なわれてきているのである。

そこで、我々は、低開発国は低開発性の罫の中にあり、全く進歩のない停滞した国々であるとする旧い通念をすて去り、南北の発展格差、1960年代の低開発国の成長成果を、正当に評価し、その理解の上に、低開発国の今後の発展方向・発展戦略が考究されていかねばならないのである。

(b) 将来の方向づけ

(1) 国連その他国際機関によるもの

ここでは、ピアソン報告、ティンバーゲン報告、ジャクソン報告の三つを中心に考えをすすめていきたい。⁽²³⁾各報告のくわしい内容、政策提言については、すでに周知のことであるので、くり返しをさげ、⁽²⁴⁾ここではとくに重要と思われる点だけをとりあげる。

まず第一の特徴は、南北問題にとり組む基本的理念にあり、積極的・前向きな“世界共同体(world community)意識”にもとづく方向づけが強力に提唱されていることである。

「要約すれば、国家的な利益を狭い制約的な意味に解してはならないということである。実際、主として近代技術のおどろくべき影響の結果もたらされた歴史の急速な変化は、国家利益という概念自体を変えた。現代において世界がどうなるかを問題にすることなしに、自国が10年後にどう

注(20) L.B. Pearson, op. cit., p. 35 (邦訳27頁)。

(21) これに対し先進国の工業生産の成長率は、5.6%である(1960~67年)。

(22) L.B. Pearson, op. cit., pp. 36~37 (邦訳28頁)。

(23) とくにここでは、ティンバーゲン報告とピアソン報告の二つを中心に、考えをすすめていく。

(24) ピアソン報告のくわしい内容、政策提言については、拙稿書評『三田学会雑誌』1970年6月号を参照されたい。

なるかを問題にできるであろうか。もしも世界が安全でありかつ繁栄することを願うならば、われわれはすべての国民共通の問題について、共通の関心を示さなければならないのである。……

今日、人々は国家共同体のみならず、世界共同体をますます意識するようになってきている。とくに若い人々は、人類の発展について一体感を持っており、人間の動きや連帯の国際性の増大に気づいているように思われる。多くの人びとが、自らの国々よりも広い範囲の共同体のためにサービスと才能を提供している。

このような世界共同体という概念それ自体が、開発のための国際協力の主要な理由である。それは、現在行動を起こす必要性の確信のみならず、未来に対する信頼の主張である。⁽²⁵⁾

また「開発途上国の経済成長のこれまでの趨勢を不変のままに放置しておくことはできない。世界の一部の人びとがたいへん快適で、裕福な生活を営んでいる一方で、世界のより多数の人びとはみじめな貧困にあえいでいる。またこの格差が縮まるどころか、逆に拡大傾向にあるという事実に対して、世界の共同社会(World Community)はただ傍観しているわけにはいかない。当然のことながら、現状からより公平な状態に変えることは、10年ぐらゐの年月で達成できるものではない。経済社会開発は長期間を必要とする。

しかし、世界のもっとも富める国々が達成した新しい発展は、以前にもましてもっとも貧しい国々が過去に達成した率を上回るものであった。もし、貧しい国々の開発促進が「第2次国連開発の10年」の期間中に達成されないならば、世界の緊張を悪化させるであろう。事態は困難ではあるが、われわれが挑戦しなければならない問題である。⁽²⁶⁾

問題は、こうした世界共同体理念ないしは連帯性原理(Principle of Solidarity)⁽²⁷⁾の世界への適用の主張が、現実にとりだけ世界の各国政府・国民をリードし、国民的ないし世界的合意となりうるかであり、理念そのものとしてみれば、正しく支持されるべきではあっても、まだ各国とも国民国家の段階にあり、世界国家が成立していない現状では、一足とびにこの理念にもとづき行動していくことは困難であるように考えられる。

第二の特徴は、「第2次開発の10年」において、第1次のそれとくらべて、より高い、より具体的なつつ込んだ目標設定が行なわれていることであろう。その理由は、まがりなりにも第1次の目標を達成した事実と自信、しかもなお南北格差は拡大しつつあるという不満と焦燥感、全体としての目標のみならず部門別目標設定の必要性などにあるのであろう。1970年代の目標は、低開発国のGNPの成長率を、少なくとも5%平均から6%に、一人当たり3.5%に高めることである。ティンバーゲン報告によれば「この10年間の前半ではGNP合計の年平均増加率は約6%、一人当たりでは

注(25) L.B. Pearson, op. cit., p. 9 and p. 10 (邦訳6~7頁)。

(26) Committee for Development Planning, op. cit., p. 5 (邦訳33頁)。

(27) J. Tinbergen, *Shaping the World Economy—Suggestions for an International Economic Policy*, 1962, Part II, esp. Chap. 5 and 6 (大来佐武郎訳『世界経済の形成』竹内書店, 1963年, 第5章と第6章)。

3.5%をいくらか下回る水準を達成することを目標とすべきであると考え。しかしこの10年の後半では、これらの水準をそれぞれ6%、3.5%より高い水準に加速化するように努力しなければならない⁽²⁸⁾とされている。さらに、その前提として、低開発国の人口増加率を年平均2.5%にとどめることが期待されている。

またこの全体としてのGNPの年率6%の成長目標に応じて、部門別にも、農業部門では4%、工業部門では8%（後半では8%以上）の成長率が目標とされ、さらに、所得と財産のよりよい配分⁽²⁹⁾、雇用、教育、保健、住宅などについても、質的・量的な方向づけが与えられている。

第三の特徴は、第2次開発の10年では、この目標を達成するための政府ベースのコミットメントによる政策措置を含む開発戦略がかなり広範囲に具体的に策定されていることである。とくに、第1次では、国際的手段と措置に重点がおかれていたが、第2次では、低開発国の国内的手段と措置が重要視され、これが開発戦略の主体であり、外国からの援助や働きかけは、国民の努力や強力な国内的措置にとって代ることはできず、外国からの援助や働きかけが、いかに重要であっても、単に付随的役割を果たすにすぎない事実が強調されている点が注目される。さらに、単なる経済的諸手段のみでなく、それらが有効に作用する前提として、国内的努力と国内の開発要素を動員し、国民の広い層を動かし、かれらの当面の要請と向上心を満たすことを確保するために、制度的・行政政治的・社会的改革の必要性が強調されている点も重要であろう。

国際的措置では、とくに目新しいものはないが、援助と並んで国際貿易上の措置がとくに重視され、海外民間投資の演ずる役割について再評価がなされている点が興味深い。また援助面では、技術援助、教育・研究援助にとくに重点がおかれ、低開発国における科学知識および技術知識の吸収・適応ならびに開発能力を高め、低開発国の特殊性に合致した研究開発活動を拡充するため、先進国における研究開発資源の一部が、低開発国に向けられ、供与さるべきであるという主張は注目に値しよう⁽³¹⁾。

具体的な援助目標としては、ティンバーゲン報告では、1972年までに、先進国はGNPの1%援助目標を達成し、そのうち、公的資金の純額で最小限GNPの0.75%を供与すべきであり、先進国は「一般宣言」ないし「一方的宣言」において、1972年までの可能な限り近い時期に、援助目標達成のためとるべき具体的措置を明らかにすべきである。しかもこの目標は下限を定めたものである

注(28) Committee for Development Planning, op. cit., p. 7 (邦訳37頁)。

(29) Ibid., pp. 7-14 (邦訳38-48頁)。

(30) 低開発国側は、第1次開発の10年が自分達の期待するような成果を生まなかったのは、具体的な措置についての政府ベースのコミットメントがなかったためであると考え、プレビッシュは、これを「戦略なき開発の10年」(Development Decade without Strategy)と呼び、第1次10年の最大の欠陥であるとしている。

(31) L.B. Pearson, op. cit., pp. 202-207 (邦訳165-170頁) and Committee for Development Planning, op. cit., pp. 32-33 (邦訳77-80頁)。

(32) Committee for Development Planning, op. cit., pp. 25-26 (邦訳67-68頁)。なお、この目標は、国連貿易開発会議(UNCTAD)における決議によっている。

ことが強調されねばならない。また援助条件についても、DAC勧告の線に沿って、先進国は、ただちに政府開発援助の全額の少くとも70%を贈与するか、ないしはDAC勧告中にあるそのほかの条件で供与すべきであるとしている⁽³³⁾。

ピアソン報告では、できるだけ急速に、遅くとも1975年までに、最低限GNPの1%へ増加させ、さらに1975年まであるいは1980年より遅くならないできるだけ早い年次に、実行純額がGNPの0.70%に達するのに必要とされる水準まで政府開発援助の約束を増加させ、また1975年までに、多国間開発金融を公的開発援助総額の最低限20%にするために、贈与と資本出資を増加せねばならないとしている⁽³⁴⁾。

第四の特徴は、世界共同体意識、国際化の進展に応じ、国連を中心とする国際機関の演ずる役割がますます重要視され、南北問題の解決が二国間ベースによるのではなく、多数国協力のベースで考究されるようになってきたことであろう。具体的には、ティンバーゲン報告では、国際連帯基金(World Solidarity Contribution)の設立案がある。この構想は低開発国に対する資金協力・援助資金の純額を新しい源泉を求めることによって増大し、それを公平に分担するという点と、経済開発のための資金をこの基金にプールしようという内容をもっている。国際的資源の動員が政府レベルの措置に限定されていたのに対し、(1)低開発国で事業を行なっている多国籍会社による特別寄付の導入、(2)すべての国の限られた数の特定商品に対する特別消費税の導入⁽³⁵⁾、(3)必要に応じ、税制上の優遇措置により会社、公共機関、個人による自発的寄金を大幅に促進すること、等の新しい方法・資源を国際社会がさがしだし、国連を中心としてその基金の運営をはかるべきであるとしている⁽³⁶⁾。

ピアソン報告でも、とくにIDA(国際開発協会=第二世銀)を中心とする多国間援助組織を強化し、さらに国際援助組織の効率化と調整に不可欠な機構を創設するため、世界銀行総裁が、1970年中に、国際連合の適当な機関と他の多国間機構の長、および二国間援助機構・発展途上国の代表を招請して、会議を開催することを勧告している⁽³⁷⁾。

またジャクソン報告は、1966年1月、従来の国連の拡大技術援助計画(EPTA)と特別基金(SF)の両機構を統合して発足した国連開発計画(UNDP)のあり方の抜本的再検討を行なっている。このUNDPは各国の自発的拠出金をその事業財源として、低開発国に対する技術援助と投資前調査を中心とする開発援助を行なっている機関であるが、その活動は低開発国の経済社会開発の必要性の増大につれて拡大し、国連の開発援助の中心機関として世銀グループと並び重きをなしている。

注(33) Ibid., p. 28 (邦訳71頁)。

(34) L.B. Pearson, op. cit., p. 152 and p. 229 (邦訳123-124頁および190頁)。

(35) たとえば、自動車、航空機、レジャー用ボート、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、皿洗い機などの品目の購入価格の0.5%というような統一的な低い税率として表示される。

(36) Committee for Development Planning, op. cit., pp. 24-25 (邦訳65-66頁)。

(37) L.B. Pearson, p. 230 (邦訳190頁)。

(38) ここでは、前掲の外務省資料に主としてよっている。

しかしその活動が拡大するにつれて技術協力と投資前調査の効率を一層高めるために、UNDPの在り方を機構、財政その他の面から抜本的に検討を行なう必要性にせまられていた。そこでUNDPは、UNDPを中心とする国連の開発援助の現機構の徹底的検討とその能率向上の改善方法の策定を行なうため、68年6月、オーストラリアのロバート・ジャクソン卿に調査を委嘱し、約一年間にわたる調査の結果、その報告書が発表されたのである。

この報告書は、UNDPを中核とする国連の開発援助は、現状のままでは既に能力的に限界に達していることを認め、このような行詰りを打開するためには、加盟各国政府が強固な決意を固め、その改善案の実施に積極的協力を行なうべきことを強調している。結論的にいって、本報告の提案の根本思想としては、現状の国連開発援助組織が効率的に運営されていないのは、国連各機関の機構がその発生的要因から開発援助活動という動的事業を処理するよう作られておらず、かつ独立性が強いため、UNDPと実施機関とが整合的な活動ができ難い状況にある。したがって、この現状を改めるには、UNDPの権限を強化するとともにUNDPと実施機関との間に効果的な調整機構を設け、かつUNDPの権限の強化に伴う機構、人的資源、関連施設等の充実・改善により解決すべきであるとしている。とくに、UNDPと世銀グループの各々の役割を明確化し、UNDPは技術協力と投資前調査を行ない、世銀グループは投資をすべきである点が重要であろう。

勿論、国連機関ないし多国間機関に、より重点をおいて、南北問題の解決をはかっていくことは、理論上・理念上はもっとも望ましい方向であろうが、現実的には「この国連組織にはその本部レベルにおいて本当の頭脳の働きをする機関がなく、そのため、頭がなく、手足、触角等が無数に入り乱れて延びているあたかも有史前の怪物を思わせる状態に成長し、一体誰がこれを統御しているか分からない状態⁽³⁹⁾であり」、いわゆる国連機関においても一種の官僚主義が強くなり、縄張り争いなくとも管掌権争いが絶えず生じている。さらに具体的に「UNDPに関し、開発援助の関係者が、開発過程について無知であり、低開発国の必要に対し鈍感であり、投資前調査についても問題があるとすれば、現在進行中のプロジェクトの約20%は「無用の長物」であると判断される⁽⁴⁰⁾」のであれば、根本的な改善なしには、あまり多くの期待をかけることはできないのではないかと、大いに懸念される。

第五の特徴は、南北問題という把握に象徴されるように、これ迄は、先進国と低開発国との二分法(dichotomy)、二つのグループ分けによるアプローチであったが、今度のティンバーゲン報告では、二分法ではなく、中間グループの設定、過渡段階にある国々の規定の必要性が指摘されていること⁽⁴¹⁾であり、この変化が注目に値する。

すなわち、「本委員会は国際貿易および資金協力政策に関連して、先進国と開発途上国の二つの区

注(39) 上記ジャクソン報告よりの引用。

(40) 同じ。なお現在の年間事業費は約1億8千万ドルであるから、約3千6百万ドルがそれに当る。

(41) この点については、すでに拙稿論文(2)でくわしい指摘がなされている。

分をさらにつめる必要があると考える。開発途上国に対する特惠関税供与や資金援助のような場合には、この二つのグループ間にはっきりと一線を画すのは不適当なように思われる。

つまり、こうした限界線が維持されれば、それは将来のある時点において一国が突然開発途上国から先進国グループに移ったとみなされることを意味することになり、それ以前援助を受けていた国が逆に援助する立場を突然要求されて新しい義務のために逆転した立場を経験することになる。

したがって、開発途上国に対して義務を負わないと同時に、一般的にもはや援助も特惠も受けない中間グループ国を導入するのが望ましいように思われる⁽⁴²⁾。また後発開発途上国についても特別に配慮しているようである。

こうした考え方自体は、非常に合理的であるが、問題は、各国を評価し順序づけるための具体的な基準・指標であろう。この基準・指標を明確化し、それを国際的に合意し、いわゆる workable なものとしていくには、現実的にかんがりの困難があるように思われる。国際的なルールは、できるだけ simple でかつ uniform でなければならないとされており、たとえばGNPの1%援助目標も、本来、その発展水準・国の能力に応じて、再検討の必要があり、供与国側でも累進的な基準を採用すべきであろうし、受入国側でも、逆進的な基準により、発展水準の低い国には、多額の援助が必要とされるかもしれない。

要するに、こうした方向づけは、重要ではあるが、しかし現実の世界政治経済の舞台での政策基準・原理となるためには、かなりの時間をかけての一層の検討を必要とするのではなからうか。

(2) 南・北各国による方向づけ・考え方

国連その他による今後の基本的方向づけ・目標設定は、上述の通りであるが、それがどれだけ、南北各国に支持され、現実のものとなっているか、1960年代にみられた南北の対決・団体交渉といったUNCTAD(国連貿易開発会議)を中心とする論議は、1970年代を迎えて、変化がみられたかどうか問題である。

一般的にみて、南北ともに、10年の経験をつみ、変化のきざしは生じているものの、世界共同体意識に依拠して、ピアソン報告、ティンバーゲン報告の提言通りに、政策措置を立案・実施していくとは考えられない。

南の低開発国側も、きびしい現実を理解し、甘い期待、全面的に先進国に依存するといった考えをすてて、自助努力を中心に発展をはかっているし、北の先進国側も、南北問題の解決により積極的な姿勢を示し、そのための理念を模索しながら、解決のためのいくつかの施策を採用せんとしているが、依然として、利害・意見の対立は、解消されていないようである。

たとえば、第8、第9回TDB(貿易開発理事会)での論議をみても、低開発国側は、先進国のGNP

注(42) Committee for Development Planning, op. cit., p. 19 (邦訳57~58頁)。

の1%援助目標の実施期限策定、援助条件の緩和、低開発国の関心産品に対する関税・非関税障壁の軽減撤廃の促進、一次産品に関する商品協定の締結、特惠の実施、補足融資等々について、第2次開発10年の一環として、実施時期の明示あるいは新たな合意到達をはかるように迫り、第9回TDB再々開会期において、「第2次国連開発の10年に対するUNCTADの寄与」として合意されたが、しかし政策措置の達成期限の問題は解決せず、依然として低開発国側の不満は大きい。とくに低開発国のなかでもラテン・アメリカ諸国が最も急進的であり、こうした問題についての先進国側でのコミットメントがない限り、開発の10年には参加しえないと断言しているほどである。⁽⁴³⁾

先進国側では、全般的に、貿易・援助面で1980年までという長期にわたる政策のコミットメントは、少なくとも民主主義体制下では不可能であるという態度を表示している。

しかし、このなかでも、オランダや北欧諸国のような小国は、低開発国に対して同情的な態度を示し、各国政府のとるべき施策のガイドラインとしてのコミットメントの必要性を唱え、かなり積極的な姿勢を示している。

また日本、イギリス、西ドイツなども、全面的なコミットメントは行ないえないが、ピアソン報告にもられた援助目標については、一応基本的に実現に努める旨の正式の発言を行なっている。日本は、OECD閣僚理事会、ECAF E総会、東南アジア開発閣僚会議等々において、75年までにGNPの1%を援助に向け、また政府開発援助の比率を高めるよう努める旨の積極的姿勢を明らかにしている。援助については、一応基本目標を受け入れ、実施時期を明確化しているが、しかしその他の政策措置についてはなお問題があり、また援助についても、その目標を達成する具体的プログラムに欠けている。政府としても、低開発国問題にとり組む基本理念を模索している段階であり、国内の社会資本の充実、生活環境の改善等々の要求と援助増大とをどう選択・組み合わせるかに苦慮している状態であろう。

アメリカでは、本年3月にピーターソン報告が公表され、一応の方向づけが与えられている。対外援助を削減することは、米国の国際収支の困難等の問題があるにもかかわらず、長期的目標を著しく毀損することになるから、改められねばならないとはしながらも、故意に特定の目標を勧告しないことに決したとして、1%援助目標その他は受け入れていない。その理由として、援助量を決する場合の第一の前提は、被援助国の自助の努力と有効な開発政策の有無であるべきこと、並びに、米国の場合、その世界的防衛責任の大きさに特別の考慮が払われる必要のあることなどをあげている。

この報告書では、⁽⁴⁴⁾1970年代の新しい国際環境に、米国の援助政策を即応せしめるための措置として、(1)援助機構の改革と(2)開発援助政策の再検討を提言している。

注(43) 小野寺龍二「第2次国連開発の10年とUNCTAD」『調査資料月報』(日本エカフェ協会)1970年4月号。

(44) 以下は、外務省資料「ピーターソン報告について」(経協政、1970、3、16)によっている。

援助機構の改革については、従来の各種援助計画を、内容に応じて、(i)安全保障援助、(ii)福祉および緊急援助、(iii)開発援助、の三つに分類し、(i)については、国際安全協力法(仮称)の下に統一し、国務省の政策的指揮の下に、国務省および国防省が実施にあたる。(ii)については国務省が統一的に実施を行なう。(iii)については、AIDを解体し新たに米国国際開発銀行(USIDB)および米国国際開発協会(USIDI)を設け、それぞれ開発借款および技術援助を分担せしめ、これとPL480にもとづく農産品援助(従来通り国務省と農務省が担当)の三本建てとするとしている。

開発援助政策の再検討では、まず国際機関の役割を重視し、今後開発援助は、国際機関を通ずるものを主とし、二国間援助は従とすべきものとしている。次に民間部門の開発努力を重視し、被援助国の資本市場の育成、国際機関を通ずる民間投資の振興、国際的投資保証制度の確立、米国の対低開発国投資の促進等の措置を積極的にとることを提案している。第三に援助条件の緩和については、援助のアンタイングについて国際的措置を提唱するとともに、さしあたり、米国の借款については、買付を低開発国の全てに開放することを提言し、さらに低開発国からの輸出に対し、門戸を開くのは先進国の義務であるとして、低開発国特惠については、米国一国でも率先供与すべきであると提言している。

この報告をみても、勿論ある程度、前向き積極的に南北問題に対する取り組みの姿勢は示されていても、低開発国側の要求とはほど遠いものがあり、とくにドル危機・アメリカの優越した地位の動揺につれて、アメリカは1950年代および60年代前半とくらべ、むしろ後退している側面もあり、多くの問題が依然として残されている。

3. 根本的再反省と新しい展開

ここでは、根本的再反省と新しい展開として、次の六つをとりあげてみたい。これらは勿論包括的ではなく、とくに重要と思われるものだけに限った。それらは、(1)低開発国問題への基本的理念の問題、(2)低開発国発展の意味・内容の再検討と基本的視点の問題、(3)南北問題分析の方法論・分析体系をめぐる問題、(4)低開発国発展の基本方向、発展の動因・阻害要因をめぐる問題、(5)低開発国の発展戦略、発展の政策体系(policy-package)をめぐる問題、(6)新しい国際化・国際分業の進展と低開発国発展の問題、である。ただし紙幅の関係で、それぞれについて十分な論究を行なうことができず、基本的問題点・分析方向を指摘するにとどめねばならない。⁽⁴⁵⁾

第一の南北問題・低開発国問題への基本的理念については、種々なる摸索が行なわれており、すでに指摘したように、世界共同体意識・連帯性原理にもとづく積極的な方向づけが行なわれている。

注(45) 『本誌』本年10月号および12月号において、このいくつかの基本的問題点について、つっ込んだ分析をする予定である。

問題は、こうした理念が世界的に、また一国全体において、広く合意され、確立されているかどうか、あるいはそうなる可能性が近い将来にあるかどうか、さらに、たとえそうした理念が確立されたとしても、その具体的内容は何であり、それをどう具体的政策指針としていくかであろう。

この world interest の主張に対比されるのが狭い国益 (national interest) の立場であろう。一部では、狭いなまなましい国益以外にこの現実世界において指導理念となるものはありえないとする考え方もあり、また一部では、この狭い国益といっても、それが具体的に何かを、時間的にも地域的にもより広い視点に立って考究していけば、本質的に、world interest と合致してしまうとする考え方もある。

しかし、現実的に筋を通して考察を進めていくとすれば、狭い国益だけを追求することは不可能であるが、他面一足飛びに世界共同体理念に依拠することも考えられず、結局のところ、板垣与一教授の指摘される trans-nationalism の方向が、理念として、当面の目標とすべきであろう。⁽⁴⁶⁾

「理論的に考えるかぎり、人類の究極的到達点が、national を完全に超えた supranationalism としての globalism であるといえよう。ただその場合、ナショナリズムが national community を基礎とした national-state を前提としているように、グローバリズムも world community を基礎とした world-state を前提としなければならないであろう。しかしながら、歴史の現実としては、そのような意味での「世界国家」はいまだ存在せず、ただそれは理念としてのみ想定されうるにすぎない。

われわれのアプローチは、もっと現実の事態と動向を直視しながら、一面では現実主義的でありながら、他面では理想主義的でもあるようなアプローチでなければならない。われわれが、supranationalism ではなく、transnationalism を、globalism ではなく、いわば "new" internationalism への道を示唆しようというのは、以上の意味においてである。

それでは、トランス・ナショナリズムの名のもとに、何を理解すべきであろうか。

私の理解によれば、トランス・ナショナリズムというのは、自国中心の狭いナショナリズムから脱却し、機能的により広いより高い視点に立って、ナショナル・インタレストを純化し、国際的志向を生かす意味で、自己を越えることである。ナショナリズムそのものを棄てるのではなく、ナショナリズムを「内在的に超越する」立場である。⁽⁴⁷⁾

このトランス・ナショナリズムが、少なくとも、近い将来におけるわれわれの根本理念となるべきであることは、間違いなく、むしろこれを如何に展開・具体化し、それに依拠しつつどう現実的に南北問題の解決をはかっていくかが、今後の課題であろう。⁽⁴⁸⁾

第二の低開発国発展の意味・内容の再検討と基本的視点をめぐる問題については、すでに指摘し

注(46) 板垣与一編『南北問題の研究』(1)、アジア経済研究所、1969年、第1章とくに第7節。

(47) 板垣与一「国際資源学的一般理論を求めて」『日本の資源問題—新しい資源政策を求めて—』世界経済研究協会、1970年6月、とくに第IV節。

(48) こうしたアイディアの一層の展開については、拙稿「日本の資源政策のあり方」『日本の資源問題』第5章を参照されたい。

た低開発性・発展の意味・内容を絶対的基準と相対的基準のどちらにもとづいて判断すべきかの論点のほか、なにを今更といわれるかもしれないが、根本的にあらためて、発展とは何か、ないし低開発各国の目標は何かを問い直してみる必要があるということである。⁽⁴⁹⁾ どうも我々日本人ないし先進国の人々は、物質的進歩至上主義・経済発展至上主義的思考にとらわれすぎており、物質的繁栄をもとめて余裕なくあくせく働かすぎているのではないかと反省してみる必要がある。とくに低開発国それぞれのもつ伝統的価値・生活態度・考え方を批判し、捨てざることを求めるだけでなく、それらの前向き・積極的・肯定的評価が重要であり、それらを十分に活かしつつ、各国のいくつかの選択の可能性を考慮して、まず再検討がなされねばならないだろう。逆にいえば北側諸国の物質的進歩重視の考え方は、どうもきびしい自然に直面し、これをのりこえて生きていかねばならない北側の人間の、むしろ悲しむべき知恵・対応であるとみなすことも可能であろう。

それと関連するが、低開発国にアプローチする場合の基本的視点・立場があらためて問い直されねばならないだろう。どうしても我々は、自分の立場をすてぎれず、先進国的視点・日本人的感觉で低開発国にアプローチしがちである。しかし、より広い相互主義的な視点から、相手国側の立場に立って理解を深め、考え直してみる必要があるだろう。そしてそれが上述の transnationalism の一つの具体的内容となるであろう。その点で各国別に自主的な視点、基準が考えられる必要があるだろう。

これまでのところからすると、低開発国の経済発展の必要性について疑問を提起し、消極的であると受けとられるかもしれないが、特殊な孤立的な社会をのぞき、交通、輸送、通信手段の発達により、低開発各国は、世界経済の網の目の中にくみ込まれ、対外接触要因・国際関係は重要性を増し、すでに急激な変革過程にある社会であり、期待増大革命もおこり、経済発展への要求が生じ、それを必要・不可欠のものとし、各国は経済発展を基本的目標の一つとして設定していることも事実である。

ここでいっておきたいことは、一応低開発国問題にアプローチするに当たって、あらためて、どのような基本的立場・視点によるべきかについて、再検討の必要があり、もっと低開発国側の立場を理解し、相互主義的立場に立ち、各国なりの特殊性を尊重せねばならないということである。

第三の南北問題分析の方法論、分析体系をめぐる問題としては、経済学だけでは十分な分析はできず、種々なる学問分野を総合する multi-disciplinary ないしは interdisciplinary な分析が必要であることが、とくに最近多くの論者によって強調されており、その方向へのいくつかのこころみもなされている。論者によってことなるが、自然科学と社会科学・人文科学を総合してのアプローチをとくものもあり、また社会科学の関連分野を総合してのアプローチに限定するものもある。

こうした interdisciplinary のアプローチの desirability について、もしそれが可能であるなら、誰も疑問をいだくものはないが、しかしそれがどのようにして可能であるかについては、その

注(49) この点については拙稿論文(9)を参照されたい。

必要性、望ましさはいふまでもなく、具体的な展開・貢献は皆無であるといってもいいであろう。⁽⁵⁰⁾したがって我々は、こうした方向への一層の内実化、具体化に努力をそそいでいかねばならないのである。

一つには、真正面・大上段からこの問題にとり組み、基本的に新しい総合分析の方法論が確立されねばならないし、単なる各専門研究が併存し、それらが連結される段階を越えての真の統合化がなされる必要がある。二つには、むしろ逆に、個々のケース・スタディや現地調査において、つみあげ的に専門分野をことにするいく人かの学者達の共同研究がなされていき、それらをふまえてより基本的方法論への展開をめざすことであろう。三つには、もしかかる総合化の方向を目指すことが短期的かつ個人的に不可能であるとすれば、それぞれの専門分野の立場から、各自のアプローチの有用性と限界とを再検討してみることであり、むしろそれぞれの分野において、そのなかに他の専門分野の方法・成果をある程度とり入れ、ないしは各分野の限界領域に存在する問題を積極的にとりあげ、各自の学問的アプローチを拡大・深化させていくことが少なくとも必要かつ有効な方向であるように思われる。⁽⁵¹⁾

第四の低開発国発展の基本方向、発展の動因・阻害要因をめぐる問題としては、まず低開発各国の発展の基本方向について斉一性・共通性があるかどうか、先進国の発展過程が低開発国の発展のための範例となりうるかどうかを再検討されねばならない。基本的・究極的には、低開発国の工業化ないし産業化 (industrialization) が発展方向であることには意見の一致が存在しているが、しかしより現実的・具体的な発展方向については、低開発各国の特殊性・発展段階・類型・相対的後進性の程度等々を考慮して、よりきめの細かい新しいアプローチ、方向づけ、戦略が考えられねばならないことが、現在では新しい常識化している。また西欧先進国の発展過程は低開発国の発展のための正しい範例とはなりえず、19世紀の発展と20世紀の発展とは同一ではなく、現在の場合、おくれた低開発国と並んで非常に発展した先進国が併存し、積々たる作用・影響を与えているところに、特殊性・困難性を見出し、強調する論者も多い。⁽⁵²⁾さらに日本の近代化・経済発展が、非西欧社会のそれとして、西欧型よりもアジア諸国の模範となりうるかどうかも疑問で、安易な、アジアは一つなり、日本もアジアの一員なりとする考え方・アプローチにも問題がありすぎるように思われる。⁽⁵³⁾

注(50) たとえば、1969年10月のアジア政経学会全国大会の共通討題「アジア研究の課題と方法」をめぐる論議(『アジア研究』17巻2号)を参照されたい。また原覚天「アジア経済の発展と新たな分析視角—社会経済学的アプローチによる研究—」『世界経済評論』1969年12月号は注目に値する。

(51) 筆者自身は、第二・第三の方向への探索を行なっている。拙稿論文(9)は multidisciplinary なタイの調査報告だし、『東南アジア諸国の政治・経済・社会指標』(昭和43年12月、民主主義研究会)といった形で結実した共同研究を神川正彦・油野起央・沖野安春の三先生と multidisciplinary に行なったこともある。

(52) P. Streeton, "The Frontiers of Development Studies: Some Issues of Development Policy", *The Journal of Development Studies*, Oct., 1967.

(53) Shigeru Ishikawa, *Economic Development in Asian Perspective*, Kinokuniya 1969 および矢内原勝編『近代化の条件—日本の立場・低開発国の立場—』ダイヤモンド社、1970年。

さらに発展の動因、低開発性の要因についても、基本的には、人間の意志と能力の問題であり、人間が環境に働きかけ、これを積極的に改変していけるという意識をもつかぎり、発展は可能であり、発展の動因、低開発性の要因は、1950年代の欠如理論が指示してきたようなたとえば資本=投資といった一つの要因の欠如にあるのではなくて、人間の発展意欲を現実化し、それをいかせるような条件・環境・制度を作り出すことであり、そのためには、多くの要素・要因が結束されなければならないのである。勿論、基本的前提として、社会的諸変革、制度的改革が必要とされるが、現状では、むしろその各国が採用する開発戦略の全体系・基本方向(いわゆる policy-package)が最も重要であると合意されつつあるのである。

第五の低開発国の発展戦略、発展の政策体系をめぐる問題としては、上述の指摘とも関連して、1960年代後半以来、一つの実証的研究方向が盛んにとられている。それは、1950年代および60年代前半の低開発各国の成長成果の実証研究を通じて、高成長国グループと低成長国グループないし優等生グループと劣等生グループに分け、積極的に何が前者の国々で成長要因となったのか、成長格差をもたらした要因は何かを、究明していくのである。こうした方向の分析はミントによりこころみられ、以後多くの研究成果が発表されている。⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾

結論的にいえば、こうした成長格差をもたらした要因は、それぞれの国々が採用した開発戦略の基本体系そのものに求められるのである。すなわち、目覚ましい成長を遂げた国々は、すべて、市場・価格メカニズムを重視する資本主義的な開発を行ない、民間部門のイニシアティブを活かす方向をねらっている。部門別にも、重工業優先開発方式はとらず、農業部門の開発に中心をおき、または農工の均衡発展をはかっており、対外面においても、いわゆる outward-looking な政策をとり、貿易を重視し、輸出の多様化・増大をはかり、積極的に外資を導入する姿勢を明らかにしている。これに対し、急速な発展に失敗した国々は、全く正反対の政策体系をとっており、政府が中心となり、計画経済的な社会主義的な重工業優先の開発方式を採用し、対外的にも inward-looking な政策をとり、輸出・貿易を無視して、輸入代替をはかり、外資をしめだしてきている。

そうした実証研究においては、パキスタンとインド、⁽⁵⁶⁾ないしタイ・中国(台湾)・韓国とインド・ビルマ・セイロンとの対比が中心となっているのである。⁽⁵⁷⁾

こうした新しい研究方向・研究成果は注目され、重視されるべきものではあるが、実証研究に徹底した結果として、分析の前提として必要な、発展をどう考えるのか、どういう条件がみたされれば、いわゆる自立的成長が達成され、発展が軌道にのったといえるのか、成長にとって重要な基本的要因は何であり、それらがどのようにからみ合って成長をもたらすか等々の理論的・体系的枠組、判断

注(54) H. Myint, "Economic Theory and Development Policy", *Economica*, May, 1967.

(55) 栗本弘『アジアの経済成長』勁草書房、1969年がもっとも重要であろう。

(56) UN, *Economic Survey of Asia and the Far East 1969*, Part I.

(57) 原覚天「前掲論文」および栗本弘「前掲書」参照。

基準がつかんで究明されていないので、何か単なる事実的展開を追うだけに終り、上述の問題に対する明確な解答はでてこないように考えられ、もう一步つかんだ考究が必要であろう。⁽⁵⁸⁾

とくに、こうした経済政策体系だけのあり方で、そして市場・価格メカニズムを重視していけば発展が行なわれるとすれば、逆に何故低開発国問題が発生したのかそれ自体が疑問となり、低開発国分析のための理論・アプローチの仕方、開発戦略そのものを無用にするという皮肉な結果を生むことにもなるのである。勿論、低開発国は発展段階・類型において多種多様であり、今迄あまりにも低開発国の特殊性、先進国との差異が逆に強調されすぎていたことへの反省としては重要視されねばならないが、この実証的研究成果をふまえて、我々はさらに一層こうした根本的問題の再検討をすすめていくことが要請されているのではなかろうか。

第六の新しい国際化・国際分業の進展と低開発国発展の問題は、最近の新しい国際政治経済関係の深化・発展に応じて、先進国も低開発国もともに、低開発国発展について、新しい考え方、方向づけをしていかねばならないのではないかとことである。低開発国発展の問題・南北問題も、近視眼的、硬直的にとらえるのではなくて、前向きに、ダイナミックに、伸縮的に、しかも長期的視野に立って、考え直していくことが必要であろう。

具体的にいえば、まず世界的に経済の国際化が進展し、相互依存関係が増大しつつある。⁽⁵⁹⁾ さらに国際経済関係、国際分業関係においては、生産物の移動であるいわゆる visible trade が相対的に重要性を失い、生産要素(資本、技術、経営能力等々)の相互移動が重要となり、同時にサービスを中心とする invisible trade も重要性を増大しつつある。生産活動ないし企業活動そのものが、国の境界を無意味にするように行なわれており、これがいわゆる多国籍企業(multinational corporation)ないし国際企業(international corporation)の登場・発展に象徴され、先進国は産業構造をますます高度化、多様化させており、労働力は逼迫し、成長の制約要因となっており、最近展開されているプロダクト(ライフ)サイクルないし貿易サイクルの理論によれば、先進国にとっては、R&D集約財・新製品が重要となり、それに特化していくであろう。⁽⁶⁰⁾

こうした新しい展開を十分に理解し、先進国と低開発国の並存を前提とすれば、南北の新しい関係、新しい低開発国発展方向が自ずと明確化されてくるであろう。

まず、国際化を前提として、国際機関・多国間機関の低開発国発展に果たす役割が増大するだけでなく、民間資本とくに国際企業が果たす役割も増大するであろうし、新しい角度から、考察し直され

注(58) 拙稿、栗本弘前掲書『経済研究』1970年2月号、第21巻1号。

(59) R.N. Cooper, *The Economics of Inter-Dependence*, 1968 (拙稿書評『三田学会雑誌』1970年1月号)。

(60) C.P. Kindleberger, *American Business Abroad*, 1969 (小沼敏監訳『国際経済の論理』ペリカン社、1970年)、C.P. Kindleberger (ed. by), *International Corporation*, 1970 および宮崎義一『資本は国境を超える』朝日新聞社、1970年。

(61) 谷口重吉「貿易サイクルの理論」『世界経済評論』1969年6月号および小島清「プロダクト・サイクル論と雁行形態論」『同誌』1970年1月号。

る必要があろう。さらに先進国にとって、低開発国の発展に協力し、低開発国製品の輸入拡大に努力することが、自国の必要性にもかない、長期的な発展をも保証していることがよりよく理解されるであろう。むしろ先進国側が一時的な産業転換の困難性から、自由化せず保護・差別を行なうことは望ましくなく、積極的に産業転換をはかり、国内的措置により、過渡的困難を解決し、R&D投資を増大させ、その面で世界をリードしていく方向づけが肝要であろう。

この点とはとくに今後の問題として一層の検討が必要であるとともに、低開発国側においても、生産の国際化、国際企業の一層の進出に対して、どのように対応し、どう適応していくかについての早急な検討がなされねばならないであろう。

4. 終りに——今後の展望——

以上、南北問題の新展開と再反省につき、ごく概略的・一般的に考究を行ってきた。

理論的・実証的にさらに検討すべき教多くの論点・問題が存在しているが、最後にここでは、南北問題の新展開が現実のものとなり、国連第2次開発の10年が成功のうちに実行されていくかどうかについてのごく大雑把な展望と今後の研究方向ならびに日本のあり方・役割について、簡単にふれておきたい。

まず今後の展望であるが、少なくとも種々なる紆余曲折はあっても、現在まで進められてきた国際協力体制が完全に崩壊し、南北問題への南と北の双方での積極的な取り組みの姿勢が後退することはないであろう。ただし、理想的な世界共同体理念にもとづき、ティンバーゲン報告で指示された方向への具体的な施策が早急にとられていくかということには疑問がのこる。やはりいまだ各国は狭い国益をすてきせず、ここ10年 transnationalism の方向へ向うにすぎないであろう。その上、経済の論理だけでなく、政治・イデオロギーの抗争が重要であり、東西関係とくに中国(本土)が世界に対しどのような態度をとるか、ないしは中国(本土)を国際政治経済の舞台に引き出し、少なくとも平和共存の路線を守るようにすることができるかどうか、キイ・ファクターとなるであろう。理想が実現されるのは遠い未来であるが、その動きは、遅々としていても、着実に生じており、南北問題の新展開に必ず方向への国民的合意の達成を中心に、政府も一般大衆も努力を重ねていくことが必要であろう。

次に、今後の研究方向としては、やはりこうした一般的・概略的論究ではなくて、地域別、国別の詳細な field survey にもとづくケース・スタディがとくに重要であろう。⁽⁶²⁾ 最近では低開発国開発の一般理論・一般的アプローチなどはないとする論者が殆んどであり、それぞれの発展段階・類型に応じての詳細な研究が行なわれているのである。ただし多くの研究成果が陸続として生

注(62) たとえば、小島清「1970年代の東南アジア経済」『世界経済評論』1970年7月号が興味ある展望を与えてくれる。

じ、夥しい研究文献が日々累積されているが、いまだ混迷の状態をつづけ、明確な方向づけ・解答が与えられていないことも敢然たる事実である。

終りに、日本の役割・態度についてであるが、日本は真の意味での先進国レベルに到達し、種々なる意味において、一つの重要な転期に立っていることは明白である。日本の経済進出・大国化に対して、ugly Japanese だの、日本の支配・侵略などというキャッチ・フレーズの下に非難・批判が生じている。またアジア諸国においては、以前の大東亜共栄圏・日本帝国主義の復活をおそれ、懸念している人々もいる。日本も今のこの時点で南北問題にとり組む基本的姿勢、日本の今後の行き方を明らかにし、正しい望ましい方向へ日本が積極的に貢献し、リードしていただくの意気がほしい。とくに日本は平和を堅持し、軍事的意味では対外的に決してコミットすることなく、軍事費に代り、平和の代償として、経済協力を拡大し、「貧困に対する戦い」に積極的に取り組む方針を明示すべきであろう。そして、低開発国の開発が達成されれば、それが長期的にも短期的にも、日本の利益・発展に通じ、相互利益主義にのっとっての国内産業構造の転換・高度化が、もっとも望ましい結果を生ずることになることを、我々全体が理解し、その方向づけが実現されるように努力しなければならないであろう。

能力主義と日本的特質

青沼吉松

1 年功制度の後退と能力主義の登場

年功は単に「馬齢を重ねる」といったことを意味しない。年功のなかには、能力主義が加味されている。技術が漸進的であった時には、現場での経験を積むことが能力の向上とはほぼ平行していた。したがって、年功制度は必ずしも能力主義と矛盾するものではない。今日、両者が対立するもののように受け取られているのには、特別の事情がある。技術革新が急進になると、従来の経験は陳腐になるだけでなく、新しい能力を身につける障害にすらなりかねない。産業で必要とされる熟練の新旧交替を背景として、年功制度の後退と能力主義の登場という事態が現出してくる。

わが国における年功制度は、学歴による差別を基盤としながら展開されてきた。産業化の発端から、学歴が重視され、大企業での格要な地位に高学歴者を据えるという慣行が確立された。当初、学校出の登用はそれまでの年功序列を破壊して、産業界に新風を送りこむという意味を持っていた。ところが、この慣行が定着してくると、学歴主義は年功制度の温床になる。それでも、戦前における学歴を基盤とする年功制度は、戦後におけるものほどには極端なものではなかったようである。当時、昇進の条件としてもものをいったのは学歴一般ではなくて、特定の学歴であった。学校格差という形態でゆがめられてはいたが、能力主義がある程度まで通用していたようである。

戦後の経済成長にともなって、幹部要員の需要が増大するという状況において、大学を出て所要年数を経過すれば、それにふさわしい役職につけるはずであるという期待が普及してきた。高等教育機関卒業者が相対的に少なかった時代には、学歴と地位のバランスがかなりよく保たれており、この期待の大部分が実現さ

れたというのが実情である。しかし、大学出が急増し、彼らが役職を期待するような年齢に達してくると、役職の水増しをもってしても、彼らの期待に応ずるのはむずかしくなっている。こうなると、年功制度に代わって、能力主義による選抜は避け得ないものになる。

工業化の初期には、現場労働者の雇用は流動的であったが、明治末期に、大工場で新規学卒者・兵役除隊者を基幹従業員として採用するようになると、現場においても、年功制度が形成されるようになった。戦後の労働再編成において、年功制度の適用範囲が基幹従業員から常用労働者に拡大される。さらに、労働運動が高揚し、生活保障的要求が受け入れられてくると、年功制度は著しく確固たるものになってくる。かくて、ホワイト・カラーのみでなく、ブルー・カラーにおいても、雇用関係は固定的なものになり、昇給や昇進は画一的に行われるものになってくる。

年功制度は生涯雇用と結びつくことによって、企業を共同体的なものにすることに役立つ。このような企業一家の観念に注目すると、日本的特質という問題が出てくる。経営家族主義は、企業外の社会のあり方に支持されないでは成立し得ない。戦前の日本社会は、封建的家族主義として特質づけられる。ところが、戦後の民主化の過程において、平等観念と個人主義が育ってきている。大きな社会の性格が変化してくると、企業一家の観念の維持も可能ではなくなってくる。平等観念による封建的身分制の打破、個人主義による家族主義の代替が進んでいる。能力主義の登場による年功制度の後退は、このような状況を反映するものである。

終身雇用とからんでの年功制度は、豊富な労働力の供給という前提において、比較的安く良質な労働力を確保しようとする方策から出てくる。わが国の人口増加率は北歐的水準にまで低下し、人手不足がよい